

## ボエティウス『神学論集』第5論文 における *ὑπόστασις* について

石川悦久

### I 序

ボエティウス(以下B.と略記する)の神学論集中、ペルソナ定義(*naturae rationalis individua substantia*)を以て著名な第5論文の直接的なテーマは、キリスト論上の難問、つまり“*ex duabus naturis et in duabus*”表現に集約されるキリストの二性一位格の問題を、哲学・神学的立場から論証することにある。そしてその際、B.のとる当該論文の学的方法は、まず二性一位格に係わる重要概念の *natura* と *persona* を概念規定し、その上で、二概念を具体的神学問題に適用するものとみることができるといえる。

しかし、当該論文の構成および概念規定の仕方を仔細にみると、B.にとって、当面の課題であるキリスト論の枠内に限定して処理しきれない概念規定上の問題が伏在していると考えられる。それは、当該論文の内容、構成からみて、第3章(厳密には現行 text の5行目以下)の意味なり位置づけの問題であり、端的にいうとB.のペルソナ定義そのものといえよう。

当該論文の構成上、論理展開は、第3章冒頭でのペルソナ定義提出(c. 3, 4—5)後、ただちに第4章に接続しうるのであり、第3章は、概念規定そのものを一度はなれてペルソナ定義を新たに別の観点から補完説明するために挿入された、いわば註解的性格の濃い部分である。とはいえその際、ペルソナ定義の後半部 *individua substantia* が *individua subsistentia* と置換され、ただちに、*substantia* と *subsistentia* の両概念の異同が問われ解釈上の *crux* になるのを始め、積極的にギリシア語概念が援用され、ギリシア・ラテン語間での概念の対応と整理が試みられるなどして問

題の多い箇所でもある。そしてとりわけペルソナ定義が *ὑπόστασις* (以下 *ὑ.* と略する) 概念のラテン語援用である事実が明示され (c. 3, 5—6)<sup>(1)</sup>、しかも、この概念が、三位一体論上の *μία οὐσία-τρεις ὑποστάσεις* 問題と連関され<sup>(2)</sup>、ペルソナ概念がキリスト論と三位一体論とにまたがる重層的意味を担っている点が注目されるであろう。

そこで、当該第5論文の直接的なテーマはさておき、第3章においてペルソナ定義の補完説明にあたり B. が *ὑ.* 概念を積極的に援用した事実に着目し、その意味を、B. による *ὑ.* 概念の理解の仕方を通じて検討してみることにする。

## II. B. による *ὑπόστασις* 概念援用の特徴

第3章で、B. はペルソナ定義を補完説明するにあたり、三位一体論上での *μία οὐσία-τρεις ὑποστάσεις* 問題を意識した上で *ὑ.* 概念を援用していると言える。<sup>(3)</sup> だとすると、とうぜん、*οὐσία* と *ὑ.* 両概念の区別および相互の連関の問題に関し、存在論ないし形而上学的観点が必要とされるをえないともいえよう。

ところが、第3章の問題展開の仕方を見ると、単純にこれを追認するわけにはいかなくなる。

すなわち、まず、概念の区別および連関は、単に三位一体論上での *οὐσία* (= *essentia*) と *ὑ.* (= *substantia*) 間の区別・連関にならない。両概念の間に、*οὐσίωσις* (= *subsistentia*) 概念が介在し、*οὐσία* と *ὑ.* 概念がただちに区別・連関させられているのではない。むしろ、*ὑ.* 概念は、もっぱら新たに導入されたこの *οὐσίωσις* (= *subsistentia*) 概念と区別・連関させられるのである。

また、*ὑ.* 概念が元来存在論的性格が濃く、しかも、第3章の問題局面が三位一体論上の要請を背景に持っているということだけで、第3章の展開の仕方なり、B. の *ὑ.* 概念そのものを、もっぱら存在論的観点ないし立場を前提して論ずることはできない。B. の意図はともかく、そもそも B. の *ὑ.* 概念は、論理・存在のいずれとも決し難い性格を担っていると認めざるをえない。この点に B. の *ὑ.* 概念を解明するに際しての問題が胚胎しているからである。

B. はペルソナ定義が *ὑ.* 概念の援用である事実を明示するとともに、この概念の訳語として *substantia* を指定する (c. 39—44)。そして、第3章内において、B.

は、*substantia* を *ὑ.* の意味に限定して、他の概念と厳に区別して用いる。確かに、*ὑ.* をラテン語で文字通りに対応する *substantia* と訳すこと自体に問題はないはず<sup>(4)</sup>である。ところが、この *ὑ.* としての *substantia* の概念を意味づけるにあたり、B は、語源遡及して (*sub-stare*)、しかも *accidens* の基体 (主語) 的在り方と解するのである。すると、なるほど、B. の *ὑ.* 概念の理解の仕方は、ギリシア概念の単なる援用ではない。そうではなく、*accidens* の基体という受容の仕方にこそ、実は、B. の *ὑ.* としての *substantia* 概念の論理・存在にまたがる性格がみられる。そしてこれが、第3章における論理・存在のいずれの観点とも限定し難いB.による *ὑ.* 概念の理解の仕方の特徴であると言えよう。

以下において、改めて、B. による *ὑ.* 概念の理解の仕方を具体的に主眼がどこにあるのか検討してみる。

### III. *ὑπόστασις* としての *substantia*

#### 1. *ὑ.* 概念の導入

さて、*ὑ.* 概念は、二段階で導入されている。

- (1) *αἱ οὐσίαι ἐν μὲν τοῖς καθόλου εἶναι δύνανται ἐν δὲ τοῖς ἀτόμοις καὶ κατὰ μέρος μόνως ὑφίστανται.*

=*essentiae in universalibus quidem esse possunt, in solis vero individuis et particularibus substant* (c. 3, 31—5).

- (2) *Quocirca cum ipsae subsistentiae in universalibus quidem sint, in particularibus vero capiant substantiam, iure subsistentias particulariter substantes ὑποστάσεις appellaverunt* (c. 3, 36—9).

まず、(1)において、主眼は、存在論上での本質存在者 (*οὐσίαι*=*essentiae* pl.) の二つの在り方にあり、それは、普遍的な可能存在 (*εἶναι δύνανται*=*esse possunt*) と個別的な現実存在 (*ὑφίστανται*=*substant*) とに区別・対比される。もっとも、ただちに、普遍者の認識は個物に由来する *Intellectus.....universalium rerum ex particularibus sumptus est* (c. 3, 35—6)、と言われ、普遍者の認識問題が挿入されるが、それにより存在問題が排除されたことにはなるまい。

次に、(1)のギ・ラ対訳文を敷衍した(2)において、*οὐσίαι*=*essentiae* を *subsis-*

tentiae に置換した上で、*ú*. 概念は分析的にラテン語受容される。この場合、*ú*. 概念の表出の仕方全体に着目する必要があるだろう。subsistentia は substantia の在り方を capere する、そして、その結果として substare している subsistentia を *ú*. と呼ぶ。この場合、先の(1)での動詞表現 (esse possunt, substant) に看取される本質存在者の単なる二つの在り方の対比に対して、今度は、積極的にむしろ普遍存在者の現実存在者の在り方への移行関係が含意されて、可能存在の現実存在化した存在者として提示される。

もっとも、在り方の移行過程が視野にあったと考えざるをえないとしても、ラテン語概念 substantia (<substare) 一語にそれが含意されうるかは疑問となろうが。

この *ú*. 概念の導入を通じて、B. による *ú*. 概念の理解の仕方のうちには、存在論上の、可能存在から現実存在への移行、すなわち、本質の実現・現実化のモメントが看取されよう。

## 2. subsistentia と substantia

第3章において、*ú*. 概念を援用するにあたり、B. は *οὐσίωσις* (=subsistentia) (5) 概念を対概念として導入し、しかも両者を厳に区別する (c. 3, 39—41) (6)。両概念の区別の意味はどこにあるのか。

(1) *Subsistit enim quod ipsum accidentibus, ut possit esse, non indiget. Substat autem id quod aliis accidentibus subiectum quoddam, ut esse valeant, subministrat ; sub illis enim stat, dum subiectum est accidentibus* (c. 3, 45—9).

(2) *Itaque genera vel species subsistunt tantum ; neque enim accidentia generibus speciebusve contingunt. Individua vero non modo subsistunt verum etiam substant ; informata enim sunt iam propriis et specificis differentiis et accidentibus ut esse possint ministrat, dum sunt scilicet subiecta* (c. 49—55).

便宜上二部に分けたが、subsistentia (=οὐσίωσις) と substantia (=ú.) 両概念ともに、(1), (2)を通じ accidens との係わりから捉えられ、B. が *ú*. 概念を理解する上での一つの特徴的な視点を提供しているといえる。もっとも、ギリシア語概念としての *ú*. <ὀφίστασθαι> からは生まれない視点であり、あくまで、ラテン語概念としての substantia 概念のみに係わる問題である。ただし、この視点からただちに、(7) V. Schurr のように、(8) 第3章において B. はあくまで *ú*. 概念を論理的概念として

論じ、問題展開の仕方が、カテゴリー論の線上にあり存在問題に中立的であると解釈することは、そもそも疑問である。むしろ、*substantia* 概念は、単に *accidens* との係わりからは、論理・存在のいずれに主眼があるかは判定しにくくなっているのである。

さて、なるほど、*esse* を一義的に解釈することに困難があるともいえ、*Dasein* と *Sosein* を区別しようと反論されるかもしれない<sup>(9)</sup>。しかし、やはり、(1)、一方 *subsistentia* とは、存在しうるために (*ut possit esse*) *accidens* を不要とする存在者の在り方であり、その限りで自体的・独立的在り方である。他方、*substantia* とは、*accidens* が存在するために (*ut esse valeant*)、基体(主語)になる存在者の在り方であり、その限りで基体的(主語的)在り方である。

更に、(2)の普遍者(類・種)と個を対照させた例から、*subsistentia* とは、端的には普遍者としての自体的存在であり、かつ、既に固有の種差によって形相づけられた限りでの個を個たらしめる本質規定的在り方でもある。これに対し、*substantia* とは、端的にいて、個としての基体的存在である。

以上、確かに、両概念とともに *accidens* との係わり方、つまり、その要・不要の観点から、*subsistentia* は普遍者の本質存在としての在り方であり、*substantia* は個の現実存在としての在り方であると、二つの在り方として区別される。そして、ここでは、単に概念的に普遍者と個の在り方が区別されているだけともいわれよう。しかし、たとえ概念的にせよ、一度この存在を可能と現実とに区別しなければならぬということとは、同時に相互の連関が問題になるからであり、ここにB. による *ὑπόστασις* 概念の理解が込められていよう。具体的な個において実現されている *substantia* としての在り方は、単に普遍者の *substantia* としての在り方をもはや不要とし、それと区別されるために導入されているのではない。むしろ、個の *substantia* としての在り方にとって、*subsistentia* の存在は本質的なモメントである。*subsistentia* を欠く *substantia* の概念はありえないのである。本質性を具有しない現実存在は *substantia* (= *ὑπόστασις*) とはいえない。

更に、*substantia* の在り方が見方を変えて問われてもいる。個が個として現実存在する上で、*accidens* は不可欠の要件である。個は、種的形相によって規定されねばならぬとしても、*accidens* の担い手としての機能を現に発揮して始めて、具体的

に現実存在すると言われるのである。しかも、accidens が存在しうるために (ut esse possint), あるいは、個が基体である限り (dum.....) という限定表現は、ここでも、単に現実存在者の存在構造を一度概念的に区別しているだけではない。そうではなく、B. にとって、accidens の基体であることが現実存在であり、しかもその accidens の存在すら可能と現実の連関において捉え直されうるのである。個の substantia としての在り方のうちには、実現ないし現実化の問題が含意されているのである。

subsistentia と substantia 両概念の係わりを以上のようにみる場合、概念は単に論理的に展開されているのではない。むしろ、ここでも、本質存在の現実存在化としての B. による  $\hat{u}$ . 概念の動態的理解の仕方的一端が看取されよう。

### 3. substantia と個

さて、substantia (=  $\hat{u}$ ) の在り方が、ラテン語概念として語源遡及して (sub-stare) 意味づけられ、accidens に対する基体的在り方であると解される場合、accidens の担い手が個であってみれば、 $\hat{u}$ . としての substantia とは、端的には個の在り方、個に実現されている在り方であった。substantia が、すぐれてこの個的在り方である点は、ペルソナ定義を始め、 $\hat{u}$ . 概念の展開にも端的に現われている。<sup>(10)</sup>

例えば、individua subsistentia (c. 3, 28—9), subsistentiae particulariter substantes (c. 3, 38—9) の表現において、確かに、 $\hat{u}$ . (= persona) 概念の一半を占めるモメントとしての本質性 (subsistentia) が不可欠である。が、同時にまた、individua, particulariter の限定が不可欠であった。むしろ、 $\hat{u}$ . 概念のもう一半のモメントである基体としての現実性を示すものとしてのこの限定なくしては、この概念は単なる普遍存在者の在り方と区別されなくなる。

したがって、個的本質存在 individua subsistentia の個的 individua とは、可能存在を現実化した・個として現実化した・個体化した等の意味を担いうる<sup>10</sup>と解される。それだけに、individua, particulariter に込められた意味は大きいはずである。そして更に、 $\hat{u}$ . 概念が、端的に rationabile individuum (c. 3, 86—7) とされる場合、他ならぬ B. のペルソナ概念の究極的なモメントが、理性性と個性とにあった点が明らかになるばかりではない。更に、individuum 一語に本質性と現実性とが集約され、individuum は現実存在として本質を具現した個の意味を担いうるわけである。

このように *substantia* (= *ὕ.*) 概念の、個の在り方・個の問題としての意味は大きい。

そういうわけで、*ὕ.* としての *substantia* は、個の問題を孕んでおり、個性および個体化の問題として展開可能であろう。

ただし、B. によれば、個が個であるためには、(1)種的形相に規定されている、そして、その限りで普遍者の在り方を共有している、即ち、本質性 (*subsistentia*) を具有していること、と同時に、(2) *accidens* の基体になっている、即ち、基体性=現実性 (*substantia*) を有すること、が必要である。個は、この二条件を具有していることで具体的な現実性が保証される。B. の個の概念のモメントは、残念ながらこの二つだけである。<sup>(11)</sup>したがって、個が共有する本質規定を除き、他は一切 *accidens* の相違によって説明される他はない。その限りで、一なる本質に対し個の複数は保証される。が、個を個と分つのも *accidens* の相違によるだけだとすると、<sup>(12)</sup>改めて、*accidens* の意味が問い直されることになろう。

後代ないし現代の解釈はともかく、少なくとも、B. 自身には *ὕ.* (= *substantia*) 概念を自覚的に個の問題として理解し展開した形跡はみられない。だからといって、B. による *ὕ.* 概念の理解の仕方の中に、したがって又、ペルソナ概念に個の問題はないということとはできないであろう。*substantia* つまり *ὕ.* 概念は、まさに *πρόσωπον*=*persona* のことであった。それだけに、個の問題として展開する余地を充分持っていたはずである。<sup>(13)</sup>

以上みてきたように、B. の *ὕ.* 概念の基本的な意味は、普遍者の本質性を具現した個としての現実存在と解せるであろう。B. の *ὕ.* 概念の理解の仕方の中には、更に、単に現実存在としての在り方にとどまらぬ、現実化・実現のモメントさえ看取された。第3章において、ペルソナ定義の問題局面が、*ὕ.* 概念の援用によって変化していたことは確実であろう。

ただし、*ὕ.* としての *substantia* を語源遡及してその在り方を *accidens* に対する基体的在り方と解する場合の問題が残されていよう。

#### IV 結 語

確かに、第3章において、概念の存在論的区別が問題となり、B. は概念の区別を訳語上も明確に区別しているといえる。

その場合、単に  $\acute{\omicron}\sigma\iota\alpha$ =essentia と  $\acute{\upsilon}$ .=substantia の二項に区別されるだけではない。 $\acute{\omicron}\sigma\iota\alpha$ =essentia は、端的に無規定な、あるいは超越的根源的存在に限定され、普遍者の本質として規定された在り方としての  $\acute{\omicron}\sigma\iota\omega\sigma\iota\varsigma$ =subsistentia と更に区別される。その上で、これらを  $\acute{\upsilon}$ .=substantia と対比・区別する。こうして、 $\acute{\omicron}\sigma\iota\alpha$  (=essentia)— $\acute{\omicron}\sigma\iota\omega\sigma\iota\varsigma$  (=subsistentia)— $\acute{\upsilon}$ . (=substantia) の存在論的階層区別が行なわれる。

そして次に、相互の連関も問題となる。B. の  $\acute{\upsilon}$ . 概念の理解の仕方には、まさに現実化・実現のモメントが看取されていた。だが、存在論上の概念の連関といっても、厳密には、普遍者と個の間での二項連関にとどまる。しかも、在り方の移行過程そのものを問題意識の中心にすえ、その移行の仕方を積極的に捉えているとはいえない。強いていえば、それは、accidens の基体となることによろしかいえない。現実化・実現はひとえに accidens の問題に集約されてしまう。

したがって、可能存在と現実存在の対比ないしその移行、現実化といっても、本来、個の在り方の概念分析にすぎないともいえ、自体的存在者としての普遍者が現実化するという問題局面での視点を貫き通しているわけではない。

それというのも、実は、B. の substantia 概念は、 $\acute{\upsilon}$ . 概念の訳語にとどまらず、<sup>(14)</sup> カテゴリー論上の  $\acute{\omicron}\sigma\iota\alpha$ ,  $\tau\acute{\omicron}\delta\epsilon$   $\tau\epsilon$  の訳語でもあり、論理・存在にまたがる重層的意味を孕んでいるからである。

実は、B は、 $\acute{\upsilon}$  概念の導入に際し、カテゴリー論上の訳語 substantia をそのまま  $\acute{\upsilon}$ . の訳語とすることができた。論理・存在の区別が困難とはいえ、論理的性格の濃い  $\acute{\omicron}\sigma\iota\alpha$  の訳語を存在論的性格の濃い  $\acute{\upsilon}$ . の訳語とした。

$\acute{\upsilon}$ . としての substantia は、単に普遍者の自体的存在としての subsistentia と区別されていることから、具体的現実存在としての在り方を意味する。そして、普遍者の在り方と対比されている限りで substantia は存在論的性格を担っている。しかも、accidens の基体的在り方として意味づけられ、accidens の担い手が個である以上、個が端的には現実存在者としての在り方を具有しているのは自明である。

ところで、本来、accidens はカテゴリー論上の第一カテゴリーと対置されるが、その場合、第一カテゴリーがただちに存在論的概念としての性格を持つわけではあ<sup>(15)</sup>るまい。しかし、 $\acute{\upsilon}$ . としての substantia の在り方を意味づけるに際して導入され



た *accidens* は存在論的場に既に置かれていた。第一カテゴリーがただちに存在論的概念としての性格を持つわけでも、現実存在者を意味するわけでもないとしても、第一カテゴリーが、*ὁ*. と同一訳語 *substantia* をとる時、そもそも存在論的に中立的な概念でありえただろうか。第一カテゴリーの訳語は *essentia* ではなく、*substantia* がもっぱら採用されていた点も見逃がせまい。

むしろ、第一カテゴリー、いわゆる実体概念は、存在論的に中立どころか、既に現実存在者の在り方に具現されたものとする存在論的理解を含意し、その限りでは、*ὁ*. 概念と原則的に区別されない。つまり、第一カテゴリーとしての *substantia* の在り方が、そもそも *ὁ*. に他ならないとする存在論が前提にあるように思われる。

もし、この解釈が正しいとすれば、B. の *ὁ*. 理解とは、第一カテゴリーとしての *substantia* に内包されていた存在論の展開であり、存在論的基礎づけに他ならなかったといえよう。

#### 註

B. の text 引用は Loeb 旧版(1918年)による。

- (1) ... nos hac definitione eam quam Graeci *ὁπόστασις* dicunt terminavimus. L. Abramowski, Trinitarische u. christologische Hypostasenformeln, *Theol. u. Philos.* 54 (1979) 38—41 は B. のペルソナ定義が単に *ὁ*. 概念の援用ではなく、ストア派の論理学手引書にある *ὁ*. 定義をそのまま訳援用したにすぎぬと、傍証資料を挙げて推定する。
- (2) c. 3, 87—101.
- (3) 註(1)の Abramowski の説とも関連するが、V. Schurr, Die Trinitätslehre des Boethius im Lichte der "skytischen Kontroversen", (*FCHLDG* 18, 1) 1935, 62—5 のように B. の *ὁ*. 概念の理解には、東方カッパドキアのギリシア教父およびボルビュリオス等ネオプラトニズムの *ὁ*. 解釈の直接的影響はないとする研究者もいる。
- (4) 三位一体論上の *ὄντα-ὁπόστασις* は、*essentia-substantia* と訳されるとは限らない。M. Victorinus, *Adversus Arium* II, 4, 51 f. (ed. Henry/Hadot, SC. 68) は、*substantia-subsistentia* をとる (Et ideo dictum est ; de una substantia tres subsistentias esse)。*ὁ*. 概念を *substantia*, *subsistentia* のいずれに訳そうが、要は、*ὁ*. 概念を如何なる観点から捉え、意味づけして理解しているかであろう。*ὁ*. 概念を *substantia* と訳す伝統は既に Seneca の

- 時代からあった。むしろ、問題は、*substantia* が  $\acute{\upsilon}$ . 概念のみならず、アリストテレスのカテゴリー論上の第一カテゴリー (*οὐσία, τὸδε τι*) の訳語でもあり、ラテン語概念として論理、存在にまたがる重層的意味を持つ点にある。C. Arpe, *Substantia*, *Philologus*, 94 (1941)65—78, H. Dörrie, 'Υπόστασις. Wort- u. Bedeutungsgeschichte, *NAG, phil. hist. klasse* 1955, 3, 35—92 = *Platonica minora*, 1976, 12—69 参照。
- (5) ギ・ラ両概念とも頗出度は低いとはいえ、V. Schurr, 23—9, 40, A, 74 等によれば、*οὐσίωσις* (= *subsistentia*) は神学・哲学両者において「本質」「現実存在」を意味し両義的性格を有す。B. の当該論文における  $\acute{\upsilon}$ . = *substantia* との対比用法は異例に属し、B. 自身の用法も当該論文をはなれると一義的ではないといわれる。
- (6) *Neque enim pensius subtiliusque intuenti idem videbitur esse subsistentia quod substantia.*
- (7) C. Arpe, 72—6.
- (8) V. Schurr, 35 ff.
- (9) 例えば、V. Schurr, 32 ff.
- (10) ① *naturae rationabilis individua substantia* (c. 3, 4—5), ② *naturae rationabilis individua subsistentia* (c. 3, 23—4), ③ *individua subsistentia* (c. 3, 28—9), ④ *subsistentiae particulariter substantes pl.* (c. 3, 38—9), ⑤ *individuae substantiae pl.* (c. 3, 63), ⑥ *rationabile individuum* (c. 3, 86—7)
- (11) 紙数の関係上 B. の個の概念そのものに立入って論ずることはできない。B. の個の概念を他の論理、哲学著作との関連および、後代の註解者、現代の解釈者に対する批判をも含めて論じた文献として V. Schurr, 50—60 を挙げておく。
- (12) 三位一体論上の神の  $\acute{\upsilon}$ . = *substantia* に際しても、語源遡及に急なあまりアポリアに陥る (c. 3, 95—101)。accidens による *substantia* (=  $\acute{\upsilon}$ .) の意味づけ自体に変化はないが、後に第1論文で Augustinus を援用しながら、accidens の意味が改めて問い直されることになる。
- (13) B. のペルソナ概念を哲学論理学著作の個の概念を含めて発展的に解釈した M. Nédoncelle, *Les variations de B. sur la personne*, *Revue des Science Rel.* 29 (1955) 201—38. は、その意味で貴重といえる。
- (14) *in hac ... definitione et accidentes et substantiae definiuntur* (c. 1, 10—11), *naturae aliae sunt substantiae, aliae accidentes* (c. 2, 14—5), *substantiarum aliae sunt universales, aliae particulares* (c. 2, 37—8). B.

のペルソナ定義 (c. 3, 4—5) における *substantia* もこの用法に則した意味であった。したがって, *persona = naturae rationabilis individua substantia = ὁ.* と, *substantia* を *ὁ.* に限定した場合の *persona = naturae rationabilis individua subsistentia = substantia (= ὁ.)* は, 必ずしも矛盾しない。むしろ, あくまでカテゴリー論上の *οὐσία* と *ὑπόστασις* を *substantia* 一語で訳し分けられない点に問題があろう。

(15) C. Arpe, 71—6.